

平成29年度

農業委員会事務報告

農業委員会

農業委員会関係

総論

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）」に基づき設置される行政委員会であり、農地法その他の法令により定められた業務を執行する。平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会法も改正され、これまで任意業務とされていた「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務とされた。

本村においても農業所得の減少、農業担い手の高齢化が進む中、遊休農地の増加や担い手不足が懸念されている。農業の持続的な発展を通じ、食料の安定供給の確保や国土の保全を図り農村の振興を推進していくためには、農地利用の集積などの農地対策及び農業に意欲と能力のある人材の確保・育成に更に努めていく必要がある。

また、農業委員会の体制について本年度は節目の年となった。平成29年7月19日の農業委員任期満了を以て、改正された農業委員会法に基づく新体制へと移行したためである。新体制の大きな特徴は、農業委員及び農地利用最適化推進委員で構成されること。また、その選出方法についてはこれまでは選挙制であったものから公募制へと変わった。なお、農業委員においては市町村長が議会の同意を得て任命をし、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとなっている。

農地法等の許可や意見などの決定権を持つ農業委員と、現場活動を主とする農地利用最適化推進委員の連携により、農地等の利用の最適化の推進に向け、より地域農業に密接した活動が求められており、それに応える実績を積み上げていかなければならない。

本年度の活動としては、農業委員会活動の基礎知識習得を目的とした各種研修、農地関係許可申請に対する許可事務、農業者年金事業事務、未墾地登記事務、農業経営基盤強化促進法に基づく土地流動化の推進、優良農地の確保と農地の無断転用を図るための利用状況調査（農地パトロール）及び利用意向調査、農地利用最適化に係るアンケート調査、農地集約促進のための制度周知活動などを行った。

(1) 農業委員会の構成

前述のとおり7月に改選があり、農業委員会委員数もこれまでの13名（うち、女性農業委員2名）から、農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名の合計15名（うち、女性農業委員2名。女性農地利用最適化推進委員0名）の構成となった。

毎月総会を招集し、農地法並びに経営基盤強化促進法に基づく許可申請を慎重審議し処理を行った。その他、当面する農政の諸問題についての協議をおこない、女性農業委員ネットワーク活動などによる他自治体農業委員との交流や各種研修会などにも参加し、知識を深めた。

委員名簿

ア) 農業委員（任期：平成26年7月20日～平成29年7月19日）

| 議席・職名 | 氏名 | 推進班 | 議席・職名 | 氏名 | 推進班 |
|--------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 12・会長 | 又村元規 | 総括 | 7・委員 | 嶋原誠一郎 | 経営 |
| 2・職務代理 | 中村賀津男 | 農地 | 8・委員 | 横山守 | 担い手 |
| 1・委員 | 秋丸安弘 | 経営 | 9・委員 | 上村正通 | 農地 |
| 3・委員 | 勝原星四郎 | 担い手 | 10・委員 | 山北早織 | 農地 |
| 4・委員 | 吉村哲男 | 担い手 | 11・委員 | 西則男 | 経営 |
| 5・委員 | 小崎健二 | 担い手 | 13・委員 | 川内美智代 | 経営 |
| 6・委員 | 小崎純一 | 農地 | | | |

※ 業務推進班の説明 ・農地……農地業務推進班、・経営……経営業務推進班、
・担い手……担い手（後継者）業務推進班

イ) 農業委員・農地利用最適化推進委員

(任期:平成29年7月20日～平成32年7月19日)

| 農業委員 | | |
|------|---------|--------|
| 議席 | 職名 | 氏名 |
| 1 | 会長 | 白川 正博 |
| 2 | 会長職務代理者 | 田上 喜三郎 |
| 3 | 農業委員 | 湊田 和代 |
| 4 | 農業委員 | 又村 元規 |
| 5 | 農業委員 | 小崎 健二 |
| 6 | 農業委員 | 松本 聖司 |
| 7 | 農業委員 | 本田 りか |
| 8 | 農業委員 | 簗田 和広 |

| 農地利用最適化推進委員 | |
|-------------|--------|
| 担当区域 | 氏名 |
| 1～3区 | 平山 春己 |
| 4～7区 | 蕨野 正信 |
| 8～9区 | 嶋原 誠一郎 |
| 10～12区 | 下拂 勝 |
| 13～14区 | 平瀬 憲一郎 |
| 15～16区 | 松岡 信行 |
| 川辺川造成区 | 中村 賀津男 |

◎平成 29 年度における、農地法に基づく許可申請の内訳は、次のとおり

| 許可条項 | 地目 | 筆数 | 面積 (㎡) | 内 訳 | | | |
|---------------|-----|------------|------------|-----------|-----|------------|------------|
| | | | | 種 別 | 件数 | 筆数 | 面積 (㎡) |
| 農地法 第 3 条 | 田 | 10 | 10,927.00 | 所有権移転 | 4 | 9 | 8,928.00 |
| | | | | 使用貸借権設定 | 0 | 0 | 0.00 |
| | | | | 贈与 | 1 | 1 | 1,999.00 |
| | 畑 | 35 | 30,191.00 | 所有権移転 | 4 | 16 | 14,488.00 |
| | | | | 使用貸借権設定 | 0 | 0 | 0.00 |
| | | | | 贈与 | 3 | 19 | 15,703.00 |
| 小計 | 45 | 41,118.00 | | 12 | 45 | 41,118.00 | |
| 農地法 第 4 条 | 田 | 0 | 0.00 | | 0 | 0 | 0.00 |
| | 畑 | 2 | 132.00 | | 1 | 2 | 132.00 |
| | 小計 | 2 | 132.00 | | 1 | 2 | 132.00 |
| 農地法 第 5 条 | 田 | 0 | 0.00 | 個人住宅 | 0 | 0 | 0.00 |
| | | | | その他（駐車場等） | 0 | 0 | 0.00 |
| | 畑 | 2 | 2,230.00 | 個人住宅 | 1 | 1 | 205.00 |
| | | | | その他（駐車場等） | 1 | 1 | 2,025.00 |
| 小計 | 2 | 2,230.00 | | 2 | 2 | 2,230.00 | |
| 基盤強化 | 田 | 63 | 67,010.00 | 賃貸借権設定 | 19 | 33 | 42,728.00 |
| | | | | 使用貸借権設定 | 5 | 25 | 19,320.00 |
| | | | | 所有権移転 | 1 | 5 | 4,962.00 |
| | 畑 | 79 | 97,986.00 | 賃貸借権設定 | 17 | 20 | 31,488.00 |
| | | | | 使用貸借権設定 | 12 | 55 | 63,663.00 |
| | | | | 所有権移転 | 1 | 4 | 2,835.00 |
| 小計 | 142 | 164,996.00 | | 55 | 142 | 164,996.00 | |
| 農地法 第 18 条 | 田 | 2 | 2,706.00 | | 2 | 2 | 2,706.00 |
| | 畑 | 7 | 11,528.00 | | 4 | 7 | 11,528.00 |
| | 小計 | 9 | 14,234.00 | | 6 | 9 | 14,234.00 |
| 総 計 | | 200 | 222,710.00 | | 76 | 200 | 222,710.00 |

(2) 農業者年金事業

新制度は、加入者数や受給者数といった基礎率に左右されない積立方式（任意加入）となり、農業上の要件を満たせば誰でも加入できる。また将来の年金受給に当たっては、納めた保険料と運用益を年金原資とし、一定の年齢に達した時に受けとることになる。さらに、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対しては、これも一定の要件はあるが国の保険料助成（政策支援）がある。家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入を推進する。

◎平成 29 年度の申請・届出件数

| 申請・届出の区分 | 件数 | 説明 |
|----------|-----|-------------------------|
| 裁定請求 | 0件 | 経営移譲年金裁定請求 0件 |
| | | 農業者老齢年金裁定請求 0件 |
| | | 特例脱退一時金裁定請求 0件 |
| | | 脱退一時金裁定請求 0件 |
| | | 死亡一時金裁定請求 0件 |
| 死亡喪失 | 2件 | 受給権者死亡届 (未支給年金請求) 2件 |
| 返還 | 0件 | 加算対象農地返還届 0件 |
| 処分 | 0件 | 特定対象農地処分届 0件 |
| | | 加算対象農地処分 0件 |
| 届出 | 0件 | 処分対象農地除外届出 0件 |
| 加入 | 0件 | 任意加入資格取得 0件 |
| 申出書 | 0件 | 期間該当 0件 |
| | | 資格喪失 0件 |
| 取得 | 0件 | 資格取得 0件 |
| | | 高齢継続 0件 |
| 諸届出 | 0件 | 証書紛失届 0件 |
| 現況届 | 55件 | 新旧老齢・特別老齢年金分 19件 |
| | | 経営移譲・特例付加年金分 36件 |

3) 未墾地・既墾地の売渡並びに登記事務

戦後食料の増産と帰農促進を目的とする開拓事業を行うため、国が山林原野等の未墾地を取得し、これを開拓者などに売渡したが、開拓不要地や売渡し後の成功検査不合格のために国が買戻すなどして現在国が管理している。売渡・登記にあたっては、県と連携を図りながら業務を行っている。

(4) 農作業標準賃金の決定

人夫賃金や機械の借料等について、平成 30 年 2 月開催の下球磨地域農業振興協議会において検討が行われた。この金額をもとに平成 30 年 3 月総会においてに本村における金額の見直し及び承認を行い、農業委員会広報誌に掲載して周知を行った。

(5) 実勢借地料の情報

改正農地法第 52 条に基づき農業委員会で設定した地域ごとの実勢借地料の平均値、最高値、最低値を公表することになった。平成 29 年（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）においては、次の通りである。

◎実勢借地料

(田（水稲の部）10a 当たり（山田）

| 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|----------|----------|---------|------|
| 15,100 円 | 20,000 円 | 6,000 円 | 21 |

(田（水稲の部）10a 当たり（万江）

| 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|----------|----------|----------|------|
| 15,750 円 | 19,500 円 | 12,000 円 | 2 |

(畑（栗の部）10a 当たり（山田）

| 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|---------|---------|---------|------|
| 4,500 円 | 4,500 円 | 4,500 円 | 2 |

(畑（普通畑の部）10a 当たり（山田）

| 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|---------|----------|---------|------|
| 7,880 円 | 10,000 円 | 4,780 円 | 24 |

(6) 村内における耕地面積

◎平成 30 年 3 月末現在

(㎡)

| 所在地 | 田 (3,007 筆) | 畑 (5,918 筆) | その他 (1 筆) | 計 (8,926 筆) |
|-----|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 山 田 | 1,889,512.78 | 3,335,439.99 | 0 | 5,224,952.77 |
| 万 江 | 330,407.09 | 773,914.18 | 2,616.00 | 1,106,937.27 |
| 合 計 | 2,219,919.87 | 4,109,354.17 | 2,616.00 | 6,331,890.04 |

(7) 農地利用状況調査の結果 (平成 29 年 11 月調査 12 月末現在)

| 区 分 | 面 積 (㎡) | 筆数 |
|----------------|---------|-----|
| 1 号遊休農地 (A 分類) | 182,589 | 256 |
| 2 号遊休農地 | 187,646 | 250 |

※ 1 号遊休農地・・・現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 (再生利用が可能な荒廃農地 [A 分類] に該当する農地)

※ 2 号遊休農地・・・農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地